

各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書

連結事業年度	・	・	法人名	()
--------	---	---	-----	-----

I 各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における試験研究費の額	1	円	繰に越れる連続期間の最初の超過連結事業年度の中小連結法人税額控除限度額 最初の超過連結事業年度の中小連結法人税額控除限度額の合計額(各連結法人の(14)の合計) $(13) \times \frac{(14)}{(15)}$	14	円		
	各連結法人の試験研究費の総額に係る税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2			15			
	比較試験研究費の額 (30)	3			16			
	試験研究費の個別増加額 (1) - (3)	4			17			
	各連結法人の試験研究費の個別増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5			18			
	各連結法人の中小連結法人税額控除限度額 (2) + (5)	6			19			
	中小連結法人税額控除限度額の合計額 (各連結法人の(6)の合計)	7			20			
	当期分の特別控除額 (別表六の二(四)「9」)	8			21			
	試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(8) \times \frac{(6)}{(7)}$	9						
	繰越額に係る当期控除額の個別帰属額 (各連結法人の別表六の二(四)付表二)	10						
繰過額に係る当期控除額の個別帰属額	一部控除の場合	最初の超過連結事業年度	繰越控除金額 (別表六の二(四)「12」)	11	円	当期控除未済金額 (別表六の二(四)「6」 - 「9」)	22	円
			直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表二「39」)	12		各連結法人における中小連結法人税額控除限度額	23	
						中小連結法人税額控除限度額の合計額 (各連結法人の(23)の合計)	24	
						(21)のうち各連結法人の個別帰属額 $(22) \times \frac{(23)}{(24)}$	25	

II 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

連結事業年度 又は事業年度		試験研究費の額	当該連結事業年度の月数 (26)の連結事業年度の月数又は 事業年度の月数	改定試験研究費の額 (27) × (28)
26		27	28	29
前年事業年度	・	円	――	円
年又以降内開始年以内開業始	・		――	
	・		――	
	・		――	
	・		――	
	・		――	
	・		――	
計				
比較試験研究費の額 (29)の計) ÷ (連結事業年度又は事業年度の数)			30	円

III 前期超過要件に係る試験研究費の額の計算に関する明細書

当該連結事業年度の試験研究費の額	31	円
(31)償の却う実施特別額	開発研究用設備の償却費	32
	普通償却限度額	33
	特別償却実施額 (32) - (33)	34
差引試験研究費の額 (31) - (34)	35	

別表六の二 (四) 付表一の記載の仕方

1 この明細書のⅠは、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項(中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額10」は、別表六の二(四)の「繰越中小連結法人税額限度超過額11」の金額と「同上のうち当期控除額12」の金額が一致している場合にその連結法人に係る別表六の二(四)付表二の「(36)の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

3 「一部控除の場合」の各欄は、別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額12」に金額の記載があり、かつ、2の場合に該当しない場合に記載します。

なお、この場合において「最初の超過連結事業

年度」とは、別表六の二(四)の「繰越中小連結法人税額控除限度超過額11」をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額12」を超えることとなる最初の連結事業年度をいいます。

4 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に記載します。

5 この明細書のⅢは、連結法人が措置法第68条の9第7項の規定の適用を受ける場合に記載します。

6 「(31)のうち特別償却実施額」の各欄は、「当該連結事業年度の試験研究費の額31」のうちに平成18年改正前の措置法第68条の20の2第1項(開発研究用設備の特別償却)の規定により償却費として損金の額に算入した金額が含まれている場合にその金額について記載します。